令和7年度射水市福祉有償運送運営協議会議事要旨

１　開催日時　令和7年9月30日（火）午後１時30分～午後２時40分
２　開催場所　射水市役所本庁舎3階　会議室302
３　出席者
　（１）委員：平野委員、稲積委員、村中委員、上野委員、石橋委員、影山委員（代理：石田氏）
　　　　杉本委員
　（２）オブザーバー：橋本オブザーバー（代理：棚田氏）
　（３）事業者：特定非営利活動法人ふらっと 宮袋理事長、愛宕
　（４）事務局：菓子福祉保健部次長、黒川社会福祉課長、清水課長補佐、山本主事

４　欠席者　前原委員、白川委員

【次第】
１　開会
２　挨拶
３　報告事項
（１）射水市福祉有償運送の経過及び障がい者・要介護高齢者の現状　資料１
（２）令和6年度特定非営利活動法人法人ふらっと福祉有償運送実施状況　資料2
４　協議事項
（１）射水市福祉有償運送事業者の更新登録について　資料3
５　その他
６　閉会

【議事要旨】

《報告事項（事務局説明）》
・射水市福祉有償運送の経過及び障がい者・要介護高齢者の現状　資料１
・令和6年度特定非営利活動法人ふらっと福祉有償運送実施状況　資料2

《質疑応答内容》
事業者：　ローカルルール３ページの「運送しようとする旅客の範囲」について、身体障がい者を認めるなど、範囲を広げていただきたい。

委　員　：　その身体障がい者の区分は。

事 業 者：　障害支援区分５や６ぐらいの方。療育手帳を取得すればよいことだが、家庭の考えや本人も手帳を取りたがらないなど、難しい現状がある。どちらかといえば精神通院のある身体障がい者が主な対象と考えられる。

　また、医療的ケア児の場合、移送の際に見守りや吸痰などの医療行為ができる方といっしょに移動することがあるが、療育手帳を持っていないために移送ができないケースもあり、このような方も対象になると考えられる。

委　員　：　そういうことであれば、「ふらっと」が一般乗用旅客運送事業の福祉事業者として限定車両を導入すればタクシー事業者としては問題はない。ただし、現在「ふらっと」が行っている福祉有償運送事業の中で、身体障がい者も含めて、対象範囲を広げるということであれば、タクシー事業者の事業運営にも関わることになる。

事 業 者：　障がい福祉サービスの場合、例えば、同行援護が視覚障がい者に限定されているように、細かい規定がある。対象となるサービスがない方を福祉有償運送の対象としているため、人数はそこまで多くはないと思われる。

委　員　：　タクシー事業者でも輸送が困難な場合がある。急にドアを開けたり、ガラスドアを開けたり、開けようとされて対応に苦慮したこともある。接遇等の研修を重ねて、安全安心な対応に心がけている。しかし、身体障がい者も対象に広げるとなると、タクシー事業の運営に影響があると思われる。

委　員　：　「ふらっと」会員である身体障がい者なので、実際に対象者はそれほど多くはなく、タクシー事業者への影響はあまりないと考えられる。本当に困っている方がいることを理解していただきなんとか前に一歩進めていただきたい。

事 業 者：　身体障害では聴覚障害や視覚障害などすべて入ってしまうので、事務局で何か判断基準を作っていただき、特例として認めていただきたい。

委　員　：　人件費やガソリン代の高騰などの影響を受けて、「ふらっと」では今後利用料を引き上げる予定はあるのか。

事 業 者：　当然考えている。総会等で利用者の意見もお聞きしながら決めたいが、利用者や家族の負担を考えると、今すぐに利用料を引き上げるのは難しいと考えている。

委　員　：　どのように会員数を増やしていくのか、又は身体障がい者の範囲を広げて移送していくのか、そういうことになると思う。先般、大門タクシーの事業廃止により、大門・大島地域の車椅子の事業、高岡市の中曽根・牧野地域まで業務を受けている。さらに、高岡市戸出地域も順次受けており、何とか対応しているが、移送サービスの実施も困難になってきている現状がある。

事 業 者：　先ほどの資料説明で、経費補填の部分が下がったという話があったが、これはリースが終わった車両があったことによるもの。今年度は、新しい車両を購入しようと思い、利用料についても引き上げなくてはいけないと思っているが、引き上げる場合は、どの程度が妥当のか考えている。

　先ずは、ニーズを聞いている数人の方だけでも移送したいと考えており、許可をいただきたい。

委　員　：　障害者団体としては、制度の狭間にいる方に適切なサービスを受けさせてあげたいと思う。「ふらっと」に通っている方の中でも利用対象になる方は、それほど多くないかもしれないので、認めていただけるようお願いしたい。

会　長　：　「ふらっと」の登録会員の身体障がい者ということであれば、旅客の範囲を拡大する必要はないのではないか。事業者の要望は、可能であれば対象範囲を拡大したいということだと理解しているが、「ふらっと」会員のみを対象とするのであれば、利用対象の範囲を拡大しなくても対応可能ではないか。

事 務 局：　福祉有償運送は、「当該特定非営利活動法人等の会員に対して行う、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行うため」と定義づけられているが、「ふらっと」の会員で、この方は認める、この方は認めないという状況になっていることは問題があると捉えている。他市のNPO法人と社会福祉法人の例では、それぞれの事業所を利用している方の移送のために実施しており、手帳の種類で利用対象を限定していない。本市の場合、これまでの協議の経過を踏まえて考えなければならないが、ローカルルール第3条の表現については検討する必要がある。

会　長　：　資料１の射水市として認める活動ということになるので、それを安全に運営できるということが大事だと思う。射水市内の同じ条件を持つ方には公平にサービスが提供されるという観点から言えば、療育手帳の条件を外したときにその潜在的な利用者に対して、ある程度サービスやキャパシティも用意するということも考える必要があると思う。

　例えば、身体に障がいのある方を「ふらっと」もしくは「ふらっと」に準ずるような団体が、福祉有償運送を広げてくれると、タクシー事業者にとっても喜ばれる状況であるかもしれない。現状として、「ふらっと」のみで市内の同じ条件の方すべてを対象にサービスを提供できるのかという点は困難であると思う。

　市内の「ふらっと」のような団体から協力してもらえる体制が確保できることがはっきりして、タクシー事業者にも認めていただき、進めていくことは可能だと思う。

　また、「ふらっと」は会員の一部の方を移送したいので、現行の制度で対応できるのであれば、概ね問題はないのではないかと思われる。

事 業 者：　現在の登録制は、知的障がいや精神障がい、それに準ずる方に限定されているので、身体障害者手帳のみの方は登録者には入っていない。先ほどの発言では、福祉有償運送の登録者ではなく、「ふらっと」の利用者の中だけで対象となる方を認めてはどう

かと提案されたものと思う。

委　員　：　要綱第３条の療育手帳交付該当者に準じる者というのは、療育手帳を持っていない方も含むのではないか。範囲として、ふらっとを利用していて、療育手帳は持っていないが、利用できるという判断にはならないのか。

事 業 者：　過去に身体障害手帳だけの方を名簿に入れたことはあったが、市から福祉有償運送の対象外と言われた。要綱として規定されているため、対象外だと言われた。

委　員　：　今のところ、射水市で福祉有償運送事業者は「ふらっと」のみであり、射水市に他に手を挙げてくださる事業者がいるかわからないが、いずれ広がっていけば、当事者としてはありがたいし、色々な方が利用できるようになるので、そういう状況を目指していかなければならないと思う。現状としては、要綱第３条の中に「身体障がい者」を追加していただきたい。

委　員　：「療育手帳」を外して、「ふらっとの利用者」にするのではどうか。

会　長　：　色々な方を対象とすると収拾がつかなくなるのではないか。

事 業 者：　事務レベルで対象者を決定していただき、何年後かに「ふらっと」以外の事業者や他の移送業者が参入して、射水市の移動困難者の足が広がればいいと思う。その中で「ふらっと」で対応している方を移送できるのであれば、そのようにしていただけたらと思っており、早いうちに何か提案していただき、検討をお願いしたい。

会　長　：　例えば身体障がい者１級等の線を引くのでも問題ないか。

事 業 者：　そういう考え方もやむを得ないと思っている。

会　長　：　今日は色々な意見をいただいた。旅客範囲の拡大ということに関しても身体障がい者全体でなく、例えば１級のところで線を引くという案で検討し、新たに対象にしたいという方に、級ではない線を引ける条件があれば、それも検討していただく。もう１つは、身体障がい者であっても、客観的な活動としては身体障害１級の手帳所持者が800名ほどであり、対応できる環境を高岡市や富山市などに応援してもらえる団体があるかどうか調べていただくということ。
　また、長い目で見れば射水市の中に「ふらっと」のような団体がいくつも出てこれば良いと思うので、例えば射水市のホームページで、福祉有償運送を希望する団体等を募り、環境を整えていくことを検討していくということでよいか。

事 務 局：　射水市では長年「ふらっと」のみが福祉輸送運送を行っている現状である。ホームページで福祉有償運送の登録を呼びかけている自治体もある。このような協議会の中で

承認されているから実施しているものと認識している。今後、市としても「ふらっと」以外の事業者を募っていくことの必要性を感じており、会長の提案を踏まえ、本協議会で承認をいただければ対応してまいりたい。

また、「身体障がい者」を付け加えるという点については、会長や他の委員から指摘されているとおりである。要綱第３条が「準じる方」という書き方になっているのは、一人ひとりの状態を精査した上で対象と認めるかどうかであると考えている。要綱の書きぶりについては現行の文面のままで対応できるか、修正が必要であるかを検討してまいる。